

春日市マンション管理計画認定制度について

「マンション管理計画認定制度」とは、マンションの管理計画が一定の基準を満たす場合に、適切な管理計画を持つマンションとして認定を受けることができる制度です。

春日市では、令和6年4月に「春日市マンション管理適正化推進計画」を策定したことに伴い、マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づく、「マンション管理計画認定制度」を開始しました。

1 認定申請の内容

○申請できるマンション

春日市内の分譲マンション※申請には、総会での普通決議が必要となります。

○認定の有効期間

認定を受けた日から5年間

○認定基準

国が定める認定基準と同一です。市独自基準はありません。



2 申請方法

1 事前確認適合証の取得

(公財)マンション管理センターの「管理計画認定手続支援サービス」を利用して認定基準を満たしているか事前確認(有料)を受けてください。事前確認において認定基準に適合すると認められれば、事前確認適合証が発行されます。

事前確認については、(公財)マンション管理センターへの申請方法が複数パターンありますので、詳細については下記の間合せ先にご確認ください。

2 市への認定申請(無料)

(公財)マンション管理センターから適合通知メールを受信した後、管理計画認定手続支援システムにおいて、春日市への認定の申請を行ってください。審査にて基準を満たしている場合、認定通知書(5年間有効)を発行します。



☒ 認定申請の流れ ※⑥公表については、申請者が同意した場合のみ

3 問合せ先

○管理計画認定手続支援サービス(事前確認)に関する問合せ先

公益財団法人マンション管理センター 電話:03-6261-1274

○春日市マンション管理適正化推進計画に関する問合せ先

春日市都市整備部都市計画課 電話:092-584-1135

